

弥富市国民健康保険税条例（昭和30年弥富町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.4」を「100分の7.9」に改める。

第5条中「2万7,000円」を「3万3,000円」に改める。

第5条の2第1号中「2万2,000円」を「2万3,000円」に改め、同条第2号中「1万1,000円」を「1万1,500円」に改め、同条第3号中「1万6,500円」を「1万7,250円」に改める。

第6条中「100分の2.25」を「100分の2.7」に改める。

第7条の2中「9,400円」を「1万1,000円」に改める。

第7条の3第1号中「6,400円」を「7,800円」に改め、同条第2号中「3,200円」を「3,900円」に改め、同条第3号中「4,800円」を「5,850円」に改める。

第8条中「100分の2.13」を「100分の2.3」に改める。

第9条の2中「1万1,500円」を「1万2,000円」に改める。

第9条の3中「6,200円」を「5,900円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「1万8,900円」を「2万3,100円」に改め、同号イ（ア）中「1万5,400円」を「1万6,100円」に改め、同号イ（イ）中「7,700円」を「8,050円」に改め、同号イ（ウ）中「1万1,550円」を「1万2,075円」に改め、同号ウ中「6,580円」を「7,700円」に改め、同号エ（ア）中「4,480円」を「5,460円」に改め、同号エ（イ）中「2,240円」を「2,730円」に改め、同号エ（ウ）中「3,360円」を「4,095円」に改め、同号オ中「8,050円」を「8,400円」に改め、同号カ中「4,340円」を「4,130円」に改め、同項第2号ア中「1万3,500円」を「1万6,500円」に改め、同号イ（ア）中「1万1,000円」を「1万1,500円」に改め、同号イ（イ）中「5,500円」を「5,750円」に改め、同号イ（ウ）中「8,250円」を「8,625円」に改め、同号ウ中「4,700円」を「5,500円」に改め、同号エ（ア）中「3,200円」を「3,900円」に改め、同号エ（イ）中「1,600円」を「1,950円」に改め、同号エ（ウ）中「2,400円」を「2,925円」に改め、同号オ中「5,750円」を「6,000円」に改め、同号カ中「3,100円」を「2,950円」に改め、同項第3号ア中「5,400円」を「6,600円」に改め、同号

イ（ア）中「4,400円」を「4,600円」に改め、同号イ（イ）中「2,200円」を「2,300円」に改め、同号イ（ウ）中「3,300円」を「3,450円」に改め、同号ウ中「1,880円」を「2,200円」に改め、同号エ（ア）中「1,280円」を「1,560円」に改め、同号エ（イ）中「640円」を「780円」に改め、同号エ（ウ）中「960円」を「1,170円」に改め、同号オ中「2,300円」を「2,400円」に改め、同号カ中「1,240円」を「1,180円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,050円」を「4,950円」に改め、同号イ中「6,750円」を「8,250円」に改め、同号ウ中「1万800円」を「1万3,200円」に改め、同号エ中「1万3,500円」を「1万6,500円」に改め、同項第2号ア中「1,410円」を「1,650円」に改め、同号イ中「2,350円」を「2,750円」に改め、同号ウ中「3,760円」を「4,400円」に改め、同号エ中「4,700円」を「5,500円」に改める。

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の弥富市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の6.4を乗じて算定する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について2万7,000円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.9を乗じて算定する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について3万3,000円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の</p>

<p>属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>2万2,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>1万1,000円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>1万6,500円</u></p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.25</u>を乗じて算定する。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,400円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>2万3,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>1万1,500円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>1万7,250円</u></p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.7</u>を乗じて算定する。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万1,000円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>
---	--

<p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,800円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>3,900円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>5,850円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.3を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万2,000円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5,900円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合は、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p>	<p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,400円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>3,200円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>4,800円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.13を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万1,500円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,200円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合は、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p>
---	--

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者）については当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者）については当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1万8,900円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者）については当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者）については当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2万3,100円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万5,400円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>7,700円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1万1,550円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,580円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,480円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,240円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,360円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>8,050円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,340円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び</p>	<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万6,100円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>8,050円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1万2,075円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>7,700円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,460円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,730円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,095円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>8,400円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,130円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び</p>
---	---

<p>特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p>	<p>特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p>
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1万3,500円</u></p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1万6,500円</u></p>
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>
<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万1,000円</u></p>	<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万1,500円</u></p>
<p>(イ) 特定世帯 <u>5,500円</u></p>	<p>(イ) 特定世帯 <u>5,750円</u></p>
<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>8,250円</u></p>	<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>8,625円</u></p>
<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,700円</u></p>	<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,500円</u></p>
<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>	<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>
<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,200円</u></p>	<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,900円</u></p>
<p>(イ) 特定世帯 <u>1,600円</u></p>	<p>(イ) 特定世帯 <u>1,950円</u></p>
<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,400円</u></p>	<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,925円</u></p>
<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人</p>	<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人</p>

について 5,750円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,100円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,400円

(イ) 特定世帯 2,200円

(ウ) 特定継続世帯 3,300円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,880円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世

について 6,000円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,950円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,600円

(イ) 特定世帯 2,300円

(ウ) 特定継続世帯 3,450円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,200円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世

<p>帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,280円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>640円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>960円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,300円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,240円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合）は、当該被保険者均等割額の減額後の被保険者均等割額に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,050円</u></p>	<p>帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,560円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>780円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,170円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,400円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,180円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合）は、当該被保険者均等割額の減額後の被保険者均等割額に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,950円</u></p>
--	--

<p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,750円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万800円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>1万3,500円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,410円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,350円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,760円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,700円</u></p>	<p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>8,250円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万3,200円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>1万6,500円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,650円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,750円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,400円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,500円</u></p>
---	---

協議事項4

令和6年度 国民健康保険特別会計予算のあらまし

歳入	款	名称	前年度当初予算	本年度当初予算	差 引	対前年度比
			千円	千円	千円	%
	1	国民健康保険税	901,647	958,535	56,888	106.31
	2	国庫支出金	1	1	0	100.00
	4	県支出金	2,626,793	2,650,733	23,940	100.91
	5	財産収入	5	5	0	100.00
	6	繰入金	329,426	296,376	△ 33,050	89.97
	7	繰越金	30,850	1	△ 30,849	0.00
	8	諸収入	22,957	22,968	11	100.05
	9	市町村債	1	1	0	100.00
		歳入予算総額	3,911,680	3,928,620	16,940	100.43

歳出	款	名称	前年度当初予算	本年度当初予算	差 引	対前年度比
			千円	千円	千円	%
	1	総務費	23,998	25,148	1,150	104.79
	2	保険給付費	2,580,781	2,595,865	15,084	100.58
	3	国民健康保険事業費納付金	1,257,123	1,259,374	2,251	100.18
	4	財政安定化基金拠出金	1	1	0	100.00
	5	保健事業費	44,475	42,931	△ 1,544	96.53
	6	基金積立金	6	6	0	100.00
	7	公債費	1	1	0	100.00
	8	諸支出金	5,294	5,293	△ 1	99.98
	9	予備費	1	1	0	100.00
		歳出予算総額	3,911,680	3,928,620	16,940	100.43

令和6年度 国民健康保険特別会計歳出予算の主なあらまし

2款 保険給付費 1項 療養諸費

目	事業名	予算額(千円)	事業内容
1 一般被保険者療養給付費	一般被保険者療養給付費支給事務	2,265,627	疾病・負傷に対して保険医療機関等で、診療・薬剤又は治療の材料の支給・処置・手術・その他の治療を受けたときの自己負担分を除いた額を支給する。
3 一般被保険療養費	一般被保険者療養費支給事務	23,162	療養の給付を行うことが困難であると保険者が認めたとき、緊急その他やむを得ない理由で保険医療機関以外で診療を受けたとき、医師の同意を得て、あんま、はり、灸、柔道整復師の施術を受けたとき又は医師が必要と認めた治療用補装具を装着したとき(コルセット等)の自己負担分を除いた額を支給する。
5 審査支払手数料	審査手数料支払事務	8,371	愛知県国民健康保険団体連合会(診療報酬審査委員会)へ委託をし、診療報酬請求内容を審査してもらうための手数料。

2款 保険給付費 2項 高額療養費

目	事業名	予算額(千円)	事業内容
1 一般被保険者高額療養費	一般被保険者高額療養費支給事務	280,784	療養の給付についての一部負担金の額が自己負担限度額を超える場合等にその超える額の全額を支給する。一部負担金の額は、被保険者ごとに、暦月を単位とし、原則として病院、診療所、薬局ごとに算定される。

2款 保険給付費 4項 出産育児諸費

目	事業名	予算額(千円)	事業内容
1 出産育児一時金	出産育児一時金支給事務	15,000	被保険者が分娩したとき当該世帯主に支給する。支給額50万円(1人の出産につき)

3款 国民健康保険事業費納付金 1項 医療給付分

目	事業名	予算額(千円)	事業内容
1 一般被保険者医療給付費分	一般被保険者医療給付費分支払事務	876,750	県が保険給付費の推計をもとに、保険料収納必要総額を算出し、医療費水準及び所得水準に応じて各市町村に納付金を割当てられた額を県に支払う。
2 退職被保険者等医療費給付費分	退職被保険者等医療費給付費分支払事務	239	

3款 国民健康保険事業費納付金 2項 後期高齢者支援金等分

目	事業名	予算額 (千円)	事業内容
1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	一般被保険者後期高齢者支援金等分支払事務	281,923	県が後期高齢者支援金等（後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金）の推計をもとに、保険料収納必要総額を算出し、所得水準に応じて各市町村に割当てられた額を県に支払う。

3款 国民健康保険事業費納付金 3項 介護納付金分

目	事業名	予算額 (千円)	事業内容
1 介護納付金分	介護納付金分支払事務	100,461	県が介護納付金の推計をもとに、保険料収納必要総額を算出し、所得水準（40から64歳の被保険者）に応じて各市町村に割当てられた額を県に支払う。

5款 保健事業費 1項 特定健康診査等事業費

目	事業名	予算額 (千円)	事業内容
1 特定健康診査等事業費	特定健康診査等事業	38,374	40歳から74歳までの被保険者に対して内臓脂肪症候群及びその予備軍を特定するために健診事業を委託する。平成30年度から全対象被保険者の自己負担額を無料にし受診率の向上を図る。 健診内容 問診、身体測定、理学的検査、血圧検査、尿検査、血液検査、心電図、医師の判断による追加項目として眼底検査

令和5年度 国民健康保険事業報告

- 1 受付業務 取得（加入）者数 1, 225人
喪失者数 1, 513人 等（5年12月末現在）
- 2 賦課管理 年6回納税通知書の送付、収納管理等
- 3 資格管理 保険証に関する資格管理（発行、再交付、短期証、高齢受給者証等）
- 4 給付業務 療養給付費、療養費、高額療養費、出産育児一時金葬祭費等の給付業務（1,809,334,168円）（12月末現在）
- 5 健診事業 特定健診に関する事業（26,167,819円）（12月末現在）
- 6 広報事業 広報やとみへ国保制度等周知記事の掲載、市ホームページの国保コーナーの更新
- 7 保健事業 医療費通知年6回、医療費差額通知年2回
- 8 その他事業 糖尿病性腎症重症化予防事業
検診結果による重症化予防事業

令和 5 年度 国民健康保険特別会計現状報告表

NO	名称	4年12月末現在	5年12月末現在	対前年度比
1	国民健康保険加入世帯数	4,926 世帯	4,754 世帯	96.51 %
2	国民健康保険加入者数	7,819 人	7,384 人	94.44
5	介護保険 2号被保険者数	2,591 人	2,472 人	95.41
6	国民健康保険取得（加入）者数	1,384 人	1,225 人	88.51
7	国民健康保険喪失者数	1,623 人	1,513 人	93.22
8	国民健康保険税収入	635,611,298 円	622,374,046 円	97.92
11	保険給付費 (療養給付費、療養費、高額療養費、葬祭費等)	1,787,250,587 円	1,809,334,168 円	101.24
12	(内 療養給付費)	1,555,817,824 円	1,560,539,577 円	100.30
13	(内 療養費)	16,555,001 円	16,470,477 円	99.49
14	(内 高額療養費)	198,383,972 円	221,790,291 円	111.80
15	国民健康保険事業費納付金	772,275,785 円	813,317,685 円	105.31
16	特定健診等事業費	28,870,233 円	26,167,819 円	90.64
17	12月末現在歳出総額	2,609,843,032 円	2,672,442,319 円	102.40

国民健康保険制度の改正内容

1 保険基盤安定制度の拡充

国保税の軽減は、所得に応じて応益分を7割・5割・2割軽減する仕組みです。物価上昇の影響で応益割軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、世帯人数に乗じる額を調整します。令和6年度税制改正大綱に盛り込まれ、関連する地方税法施行令が令和6年3月末頃改正される予定です。

〔低所得者の世帯に対する軽減〕

以下に該当する世帯は、均等割と平等割がそれぞれの割合で減額されます。

区 分	基準となる判定所得金額	
均等割と平等割の7割を軽減	改正なし	世帯主と被保険者の軽減判定所得が43万円 +10万円 × (給与所得者等の数(※1) - 1)
均等割と平等割の5割を軽減	改正前	世帯主と被保険者の軽減判定所得が43万円 +10万円 × (給与所得者等の数 - 1) +29万円 × 被保険者数
	改正後	世帯主と被保険者の軽減判定所得が43万円 +10万円 × (給与所得者等の数 - 1) +29.5万円 × 被保険者数
均等割と平等割の2割を軽減	改正前	世帯主と被保険者の軽減判定所得が43万円 +10万円 × (給与所得者等の数 - 1) +53.5万円 × 被保険者数
	改正後	世帯主と被保険者の軽減判定所得が43万円 +10万円 × (給与所得者等の数 - 1) +54.5万円 × 被保険者数

※1 給与所得者等の数

一定の給与所得者(給与収入55万超)と公的年金等に係る所得を有する者(公的年金等の収入金額60万円超(65歳未満)又は110万円超(65歳以上))・公的年金等に係る特別控除(15万円)後は110万円を125万円となるよう読み替え。なお、給与に専従者控除のみなし給与や青色事業専従者給与は含まれない。

※2 被保険者数

同じ世帯の中で、国民健康保険から後期高齢者医療制度になった者を含む。

2 課税限度額の変更

104万円 ⇒ 106万円

基礎課税分（医療分） ・ ・ 65万円 （変更なし）

後期高齢者支援金等分 ・ ・ 22万円 ⇒ 24万円

介護納付金分 ・ ・ 17万円 （変更なし）

国民健康保険税の課税限度額（※1）については、地方税法施行令で規定されています。

令和6年度税制改正大綱に課税限度額の改正が盛り込まれており、毎年引き上げられていましたが、令和5年度に引き続き引き上げとなります。高額所得者の限度額を増やし、中間所得者の負担緩和を図る狙いがあります。関連する地方税法施行令が令和6年3月末頃改正される予定です。

改正の内容は、令和5年度には、基礎課税分（※2）65万円、後期高齢者支援金等分（※3）22万円、介護納付金分（※4）17万円の合計104万円に設定されていますが、令和6年度には、基礎課税分（医療分）は据え置きで65万円、後期高齢者支援金等分を2万円引き上げて24万円、介護納付分は据え置きで17万円とし、合計2万円引き上げます。基礎課税分、後期高齢者支援金等分および介護納付金分と合わせて106万円となります。

※ 1 課税限度額とは、世帯に課税される上限の金額のこと。

※ 2 基礎課税分とは、国保被保険者の医療給付費等に充てられる費用についての保険税で、全ての被保険者が対象。

※ 3 後期高齢者支援金分とは、後期高齢者医療制度の被保険者にかかる医療給付費を支援するための保険税で、全ての被保険者が対象。

※ 4 介護納付金分とは、国保加入者のうち、40歳以上65歳未満（介護保険の第2号被保険者という。）の介護保険料相当分としてかかる保険税。